（ウスターソース類の日本農林規格の一部改正）

第四　ウスターソース類の日本農林規格（昭和四十九年六月二十七日農林省告示第五百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料
	食品添加物

を

原材料	
添加物	

に改める。

第四条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	前条の規格の食品添加物以外の原材料の特級の基準と同じ。	前条の規格の食品添加物以外の原材料の標準の基準と同じ。
	食品添加物	前条の規格の食品添加物と同じ。	

基

を

原材料	前条の規格の原材料の特級の基準と同じ。	前条の規格の原材料の標準の基準と同じ。
添加物	前条の規格の添加物と同じ。	

に改める。

（炭酸飲料の日本農林規格の一部改正）

第五　炭酸飲料の日本農林規格（昭和四十九年六月二十七日農林省告示第五百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

食品添加物

を

添加物

に改める。

（風味調味料の日本農林規格の一部改正）

第六　風味調味料の日本農林規格（昭和五十年三月二十五日農林省告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表のでん粉及びデキストリンの配合量の項中「原材料」の次に「及び添加物」を加え、同表中

原材料	食品添加物以外の原材料	
	食品添加物	

を

原材料
添加物

に改める。

（乾燥スープの日本農林規格の一部改正）

第七　乾燥スープの日本農林規格（昭和五十年五月三十日農林省告示第六百二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料
	食品添加物

を

原材料
添加物

に改める。

第四条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	前条の規格の食品添加物以外の原材料と同じ。
	食品添加物	前条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	前条の規格の原材料と同じ。
添加物	前条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第五条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	第３条の規格の食品添加物以外の原材料と同
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

じ。

を

原材料	第３条の規格の原材料と同じ。
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

（削りぶしの日本農林規格の一部改正）

第八　削りぶしの日本農林規格（昭和五十一年十二月三日農林省告示第千百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条から第五条までの表の原材料の項の次に次のように加える。

添加物	使用していないこと。

（トマト加工品の日本農林規格の一部改正）

第九　トマト加工品の日本農林規格（昭和五十四年十月十一日農林水産省告示第千四百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表の原材料の項の次に次のように加える。

添加物	使用していないこと。

第四条第一項の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	
	食品添加物	

を

原材料
添加物

に改める。

第五条第一項の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　トマト 2　食塩
	食品添加物	トマトピューレーにあっては使用していないこと。 トマトペーストにあっては前条第１項の規格の添加物と同じ。

と。
と。 食品

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　トマト 2　食塩
添加物	トマトピューレーにあっては使用していないこと。 トマトペーストにあっては前条第１項の規格の添加物と同じ。

に改める。

第六条第一項の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　濃縮トマト 2　たまねぎ 3　にんにく 4　食塩 5　香辛料 6　醸造酢 7　砂糖類
	食品添加物	第４条第１項の規格の食品添加物と同じ。